

## ○一般廃棄物処理業許可基準要綱

実施	昭和 47. 11. 28
沿革	昭和 54. 2. 16 改定
	昭和 61. 3. 25 改定
	平成 5. 4. 1 改定
	平成 10. 4. 1 改定
	平成 13. 4. 1 改定
	平成 15. 10. 1 改定
	平成 18. 4. 1 改定

### (目的)

**第 1 条** この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、同施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和 47 年豊中市規則第 35 号）の規定による一般廃棄物処理業の許可の基準等について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (収集又は運搬業に係る許可の基準)

**第 2 条** 収集又は運搬業に係る許可の基準は、次に掲げるとおりとする。  
一般廃棄物の処理業務に従事した経験を 2 年以上有する者であること。

### (基準の特例)

**第 3 条** 前条の規定にかかわらず、特に必要であると認めるときは、この基準によらないことができる。

### (許可に係る廃棄物の種類)

**第 4 条** 一般廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の種類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物（市の収集又は運搬に係るものを除く。）、浄化槽汚泥及び市長が特に認めるものとする。

2 前項に規定する市長が特に認めるものは、次の各号に掲げる一般廃棄物とする。

- (1) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物
- (2) 市の現行のごみの分別収集体制にそぐわないもの
- (3) 一般家庭から臨時又は多量に排出されるもの及び市が収集しないもの（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 1 2 項に規定する製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者による自主回収が行われる使用済パーソナルコンピュータ及び当該使用済パーソナルコンピュータの付属装置は除く。）
- (4) 市の一般廃棄物の処理に排出してはならないもの

### 附 則

この要綱は、昭和 47 年 11 月 28 日から実施する。

### 附 則

この要綱は、昭和 54 年 2 月 16 日から実施する。

### 附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 3 月 25 日から実施する。
- 2 一般廃棄物処理業許可基準要綱（乙）（昭和 54 年 2 月 16 日実施）は、廃止する
- 3 し尿浄化槽清掃業許可基準要綱（昭和 48 年 2 月 28 日実施）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成15年10月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から実施する